

# 兵庫県公報

平成26年7月8日 火曜日 第2609号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

告 示	ページ
土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	2
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3
宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）	3
都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	3
道路の位置指定（建築指導課）	4
同上（同）	4
病院局公告	
小児がん重点を置いた陽子線治療施設整備事業に係る企画提案競技の実施	4
選挙管理委員会告示	
政治資金規正法第17条第2項の適用を受ける団体	8
労働委員会告示	
兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等	8
警察本部公告	
落札者等の公示	10
随意契約の相手方等の公示	10
一般財団法人行政書士試験研究センター公告	
平成26年度行政書士試験の実施	11

## 告 示

兵庫県告示第619号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成26年7月8日

兵庫県知事 井戸敏三

大釜土地改良区

退任役員

役員の区分

氏名

住所

理事

井上 正

姫路市飾東町大釜62番地

同

高永 尚 壽

同 市飾東町大釜571番地

同

黒田 良 輝

同 市飾東町大釜555番地

同

高永 俊 之

同 市飾東町大釜580番地

同

高永 俊 弘

同 市飾東町大釜574番地

同

高山 圭 右

同 市飾東町大釜50番地2

同

清瀬 良 一

同 市飾東町大釜203番地1

同

石川 清 章

同 市飾東町大釜41番地

同

石川 公 計

同 市飾東町大釜19番地1

同

高山 政 之

同 市飾東町大釜81番地3

同

高永 勝 弘

同 市飾東町大釜5番地

同

高永 武 良

同 市飾東町大釜101番地

同	小 村 繁 良	同 市 飾 東 町 大 釜 新 729 番 地
同	田 村 利 光	同 市 飾 東 町 大 釜 新 1390 番 地
同	福 永 英 明	加 古 川 市 志 方 町 畑 817 番 地 の 1
監 事	高 永 甲 子 郎	姫 路 市 飾 東 町 大 釜 103 番 地
同	石 川 友 一	同 市 飾 東 町 大 釜 14 番 地
同	藤 城 勝 彦	加 古 川 市 志 方 町 畑 816 番 地 の 2
就 任 役 員		
役 員 の 区 分	氏 名	住 所
理 事	井 上 正	姫 路 市 飾 東 町 大 釜 62 番 地
同	黒 田 良 輝	同 市 飾 東 町 大 釜 555 番 地
同	高 山 圭 右	同 市 飾 東 町 大 釜 50 番 地 2
同	清 瀬 良 一	同 市 飾 東 町 大 釜 203 番 地 1
同	井 上 武 廣	同 市 飾 東 町 大 釜 48 番 地
同	石 川 清 章	同 市 飾 東 町 大 釜 41 番 地
同	石 川 公 計	同 市 飾 東 町 大 釜 19 番 地 1
同	高 山 政 之	同 市 飾 東 町 大 釜 81 番 地 3
同	高 永 勝 弘	同 市 飾 東 町 大 釜 5 番 地
同	高 永 武 良	同 市 飾 東 町 大 釜 101 番 地
同	高 永 甲 子 郎	同 市 飾 東 町 大 釜 103 番 地
同	高 山 修 郎	同 市 飾 東 町 大 釜 108 番 地 5
同	小 村 繁 良	同 市 飾 東 町 大 釜 新 729 番 地
同	田 村 利 光	同 市 飾 東 町 大 釜 新 1390 番 地
同	福 永 英 明	加 古 川 市 志 方 町 畑 817 番 地 の 1
監 事	高 永 俊 弘	姫 路 市 飾 東 町 大 釜 574 番 地
同	石 川 友 一	同 市 飾 東 町 大 釜 14 番 地
同	藤 城 勝 彦	加 古 川 市 志 方 町 畑 816 番 地 の 2



兵庫県告示第620号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年 7月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

養父市大屋町横行字中山16の280から16の283まで、16の552から16の555まで、字井ノ原198

2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中山16の283・16の552・字井ノ原198(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第621号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成26年7月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定する区域  
三田市けやき台一丁目1番の一部
- 2 特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物



兵庫県告示第622号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年7月8日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
鯨尾	姫路市		夢前町寺	岡之口 鯨尾	1679番の一部、1680番の一部、1684番2の一部 1685番1の一部、1691番の一部、1691番2の一部、1983番1の一部、1985番から1987番までの各一部



兵庫県告示第623号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成26年7月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 商号又は名称 共立建設株式会社
- 2 代表者氏名 長谷川 學
- 3 事務所所在地 尼崎市武庫之荘東二丁目11番35号
- 4 免許番号 兵庫県知事(7)第202090号
- 5 免許年月日 平成24年12月19日



兵庫県告示第624号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成26年 7月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
東播都市計画道路  
3.4.346号中北条線ほか1路線
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
玉丘町字北山、字芳ヶ端及び字逆の各一部並びに北条町古坂6丁目の一部並びに北条町北条字馬橋、字曾根、字笠屋、字馬場先、字御幸町、字江ノ木及び字岡西の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧期間  
平成26年 7月 8日から同月22日まで
- 4 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、加西市都市整備部都市計画課



兵庫県告示第625号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成26年 7月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H26北播位置 0001号	26.6.20	加東市梶原字猪尻333番9	5.00	23.62



兵庫県告示第626号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成26年 7月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H26中播位置 0004号	26.6.25	宍粟市山崎町御名字前田161番1の一部、161番1地先里道、161番1地先水路	6.00~6.94	63.12

病 院 局 公 告

小児がんに重点を置いた陽子線治療施設整備事業に係る企画提案競技の実施  
小児がんに重点を置いた新粒子線治療施設整備基本計画に基づく陽子線治療施設を整備するため、次のとおり企画提案競技を実施する。

平成26年 7月 8日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

- 1 趣旨  
小児がんに重点を置いた新粒子線治療施設整備基本計画に基づく陽子線治療施設を整備するに当たり、兵庫県病院事業管理者（以下「管理者」という。）が、治療装置の整備と施設の設計（基本設計・実施設計）及び施工業務を一括して実施する者を選定するため、公募による企画提案競技を実施する。
- 2 企画提案競技の概要

- (1) 名称 小児がんに重点を置いた陽子線治療施設整備事業に係る企画提案競技
  - (2) 事業内容  
提案者に求める業務は、小児がんに重点を置いた陽子線治療施設（以下「本施設」という。）に係る以下の内容とする。
    - ア 装置の設計業務、製作業務、治療開始までの調整業務
    - イ 建屋の基本設計業務、実施設計業務、施工業務
    - ウ 関係業務に伴う行政官庁等との協議、その他各種申請等の業務（関係法令、県・市の条例に関することを含む。）
    - エ その他、これらを実施する上で必要な業務
  - (3) 施設概要
    - ア 所在地 神戸市中央区港島南町1丁目6番8号 県立こども病院移転予定地南側
    - イ 敷地面積 約3,100平方メートル
    - ウ 用途地域 商業地域（容積率400%、建ぺい率80%）
    - エ 施設規模 約5,700平方メートル
  - (4) 提出書類
    - ア 参加表明書等
    - イ 技術提案書（上記アの参加表明書等を審査し、参加資格要件を満足する者のみに求める。）
  - (5) 優先交渉権者等の決定方法  
優先交渉権者等の決定については次のとおりとする。
    - ア 参加資格要件の確認  
参加を希望する者から提出された参加表明書等を「小児がんに重点を置いた新粒子線治療施設整備に係る設計業務等委託者選定委員会」（以下「委員会」という。）が確認し、参加資格があると確認された全ての者から技術提案書の提出を求める。
    - イ 最優秀提案者等の特定  
委員会は、技術提案書の審査を行い、ヒアリングを行った上で総合的に評価して最優秀提案者及び優秀提案者を特定する。
    - ウ 優先交渉権者等の決定  
委員会は、最優秀提案者を優先交渉権者に、また優秀提案者を次点者に決定する。
  - (6) 主催者及び事務局
    - ア 主催者 兵庫県病院局（以下「病院局」という。）
    - イ 事務局 病院局企画課病院整備班（亀井・篠本）  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁西館2階）  
電話（078）341-7711 内線3496 F A X（078）351-2883  
電子メール：byouinkikakuka@pref.hyogo.lg.jp
- ### 3 参加資格
- 陽子線治療施設は、治療装置と建築物とが密接に関係するものであるため、次の参加資格要件を満たす治療装置等の整備にあたる者（以下「装置関係者」という。）と本施設の設計（基本設計・実施設計）及び施工にあたる者（以下「建築関係者」という。）が共同で参加表明及び技術提案を行うものとし、装置関係者を代表者とする。
- なお、参加表明及び技術提案を行うにあたっては、装置関係者と建築関係者（設計と施工を分担する2者以上も可とする。）が互いに連携を図ることを目的として、覚書を取り交わすものとする。
- また、一度参加表明を行った者は、この企画提案競技に参加しようとする他の者と共同で参加表明を行うことはできない。
- (1) 装置関係者の参加資格  
装置関係者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。
    - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。
    - イ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
    - ウ 陽子線を加速し人体に照射して治療又は研究を行う装置の製造に当たり、加速器系又は照射系のいずれかを設計した実績を有すること。

なお、装置について薬事法の製造販売承認がまだ終わっていないものは、開院までに製造販売承認が得られること。

エ 経営状態が客観的に健全であると兵庫県が認めるものであること。

オ 本件企画提案競技及びその後の業務委託契約について、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できること。

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと(ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、管理者が経営状況等を勘案して入札参加者資格を認めることができる)。

#### (2) 建築関係者の参加資格

建築関係者は、次に掲げる条件を満たすものとする。

ア 設計業務に当たる者と施工業務に当たる者の共通の参加資格

(7) 入札参加資格制限に該当しないこと。

(4) 指名停止を受けていないこと。

(9) 経営状態が客観的に健全であると兵庫県が認めるものであること。

(1) 本件企画提案競技及びその後の業務委託契約について、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと(ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、管理者が経営状況等を勘案して入札参加者資格を認めることができる)。

イ 設計業務に当たる者

(7) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(4) 過去10年以内に竣工した粒子線治療施設又は放射線治療装置(リニアックに限る。)を有する総合型病院(延床面積15,000平方メートル以上)の建築設計の実績を有すること。

(9) 一級建築士で資格取得後10年以上の実務経験を有する者を管理技術者として専任で配置できること。

ウ 施工業務に当たる者

(7) 建設業法(昭和24年法律第100号)の第3条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

(4) 建設業法の規定による建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,030点以上であること。

(9) 過去10年以内に竣工した粒子線治療施設又は放射線治療装置(リニアックに限る。)を有する総合型病院(延床面積15,000平方メートル以上)の建築施工の実績を有すること。

(1) 一級建築施工管理技士又は一級建築士のいずれかの資格を有し、建設工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得している者を監理技術者として専任で配置できること。

#### 4 提出書類の内容

##### (1) 参加表明書等

参加表明書、参加資格確認申請書(装置関係者)、参加資格確認申請書(建築関係者:設計業務に当たる者)、参加資格確認申請書(建築関係者:施工業務に当たる者)、小児がんに重点を置いた陽子線治療施設整備事業に係る覚書等

##### (2) 予定している技術提案書の課題内容

整備基本方針、装置関係者の実績と体制、建築関係者の実績と体制、治療装置等に関する提案、建築計画に関する提案、障害時に対する対応、スケジュール、概算(装置関係)費用、概算(建築関係)費用、概算(維持管理関係)費用、各費用の低減化に向けた取組、諸室の面積概算、将来の拡張性等

#### 5 手続等

##### (1) 募集要項の配布場所及び配布期間

ア 配布場所等

(7) 病院局企画課(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号(兵庫県庁西館2階))

## (1) インターネットからのダウンロード

[http://web.pref.hyogo.lg.jp/bk01/ryushi\\_proposal.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/bk01/ryushi_proposal.html)

イ 配布期間 平成26年7月8日(火)から同月28日(月)まで(ただし、上記ア(ア)においては、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分から午後4時まで(午後0時30分から午後1時30分までを除く。)

## (2) 質問書の提出

ア 提出場所 上記(1)ア(ア)に同じ

イ 提出期間 平成26年7月10日(木)から同月28日(月)まで

ウ 提出方法 書面により郵送、電子メール又はFAXにより事務局宛て提出すること。口頭、電話等による質問は受け付けない。

エ 回答方法 電子メール又はFAXにより随時回答する。

## (3) 参加表明書等の提出

ア 提出場所 上記(1)ア(ア)に同じ

イ 提出期間 平成26年7月10日(木)から同年8月5日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。ただし、郵送の場合は、期間内に必着のこと。)

午前8時30分から午後4時まで(午後0時30分から午後1時30分までを除く。)

ウ 提出方法 持参又は郵送

エ 提出部数 正本 1部

副本 5部

## (4) 技術提案書の提出場所、提出期間及び方法

ア 提出場所 上記(1)ア(ア)に同じ

イ 提出期限 平成26年9月下旬(予定)

ウ 提出方法 持参

## 6 提案者の責務

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、法令その他の規定に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者等が負うものとする。

## 7 本件企画提案競技後の契約の予定

(1) 優先交渉権者決定後、管理者と優先交渉権者は、事業契約の締結に係る基本的事項を定めた基本協定を速やかに締結し、当該協定に基づき事業契約を締結する。

(2) 優先交渉権者は、管理者との事業契約締結後、遅滞なく全体事業費の精査を行い、全体事業費見積書を提出するものとする。なお、当該見積書の額については、原則として先に行った技術提案書の提案価格の額以下とする。ただし、物価水準の変動等により、全体事業費が不相当となったと認められる場合は別途協議する。

(3) 管理者は、優先交渉権者が事業契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由において優先交渉権者との事業契約が締結出来ない場合は、当該優先交渉権者の優先交渉権を取り消し、次点者を優先交渉権者とし契約交渉を行う。優先交渉権者は、事業契約の締結が出来ないことが明らかになった場合は、管理者に対し、速やかに文書(様式は任意)によりその旨を届け出るものとする。

## 8 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要作成

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

前記2(6)イに同じ

(4) 提案費用の負担

提出された技術提案書を適正と認められた場合に、技術提案書の作成及び提出に係る費用として提出者に報酬(別途定める額)を支払う。

(5) その他詳細は、小児がんに重点を置いた陽子線治療施設整備事業に係る企画提案競技募集要項による。

## 9 Summary for the Notice of Technical Proposal

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Construction of the proton beam therapy facilities to give priority to a childhood cancer  
Total floor area about 5,700m<sup>2</sup>

(2) Deadline for the participation expression forms:  
16:00 August 5th, 2014

(3) Contact:  
Policy Planning Division, Prefectural Hospitals Agency, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
Tel(078)341-7711 extension 3496

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示44号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成26年6月3日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成26年7月8日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武田 文蔵

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
岡田ヒサオ後援会	岡田 久雄	五島 大亮	加古川市加古川町平野 333 102
克捷会	山崎 道雄	金築 秀人	伊丹市中央6丁目1 32

労働委員会告示

兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、平成26年6月19日現在における兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公告する。

平成26年7月8日

兵庫県労働委員会  
会長 滝澤 功治

氏名	履歴	委嘱年月日
大内 伸哉	兵庫県労働委員会公益委員 神戸大学大学院法学研究科教授	平成19年8月2日
神田 榮治	兵庫県労働委員会公益委員 兵庫県立大学客員教授	平成23年8月18日
小南 秀夫	兵庫県労働委員会公益委員 前（公財）兵庫県住宅再建共済基金業務執行理事	平成25年8月27日
関根 由紀	兵庫県労働委員会公益委員 神戸大学大学院法学研究科教授	平成23年8月18日
滝澤 功治	兵庫県労働委員会公益委員（会長） 弁護士	平成9年7月2日
正木 靖子	兵庫県労働委員会公益委員（会長代理） 弁護士	平成13年7月9日

米田耕士	兵庫県労働委員会公益委員 弁護士	平成19年8月2日
切山義行	兵庫県労働委員会労働者委員 JAM東洋機械金属労働組合執行委員長	平成24年9月20日
熊野隆夫	兵庫県労働委員会労働者委員 山陽電気鉄道労働組合執行委員長	平成25年8月27日
佐藤昌一	兵庫県労働委員会労働者委員 UAゼンセン兵庫県支部支部長	平成25年8月27日
辻芳治	兵庫県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長	平成19年8月2日
那須健	兵庫県労働委員会労働者委員 関西電力労働組合姫路地区本部執行委員長	平成23年8月18日
服部圭司	兵庫県労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合兵庫県本部副執行委員長	平成25年8月27日
福永明	兵庫県労働委員会労働者委員 新日鐵住金広畑労働組合組合長	平成23年8月18日
草薙信久	兵庫県労働委員会使用者委員 兵庫県経営者協会専務理事	平成23年8月18日
佐野喜之	兵庫県労働委員会使用者委員 セイコー化工機株式会社代表取締役会長	平成19年8月2日
松下秀明	兵庫県労働委員会使用者委員 グローリー株式会社専務執行役員	平成23年8月18日
村元四郎	兵庫県労働委員会使用者委員 株式会社村元工作所特別顧問	平成21年8月3日
吉田達樹	兵庫県労働委員会使用者委員 株式会社神戸製鋼所顧問	平成25年8月27日
和田要	兵庫県労働委員会使用者委員 株式会社六甲商会顧問	平成15年7月22日
和田直哉	兵庫県労働委員会使用者委員 近畿工業株式会社代表取締役社長	平成25年8月27日
小原健男	前兵庫県労働委員会公益委員	平成21年8月3日
栗山重治	前兵庫県労働委員会労働者委員	平成21年8月3日
宮内博文	同上	平成21年8月3日
村上昇	同上	平成15年7月22日
塚本晴之	前兵庫県労働委員会使用者委員	平成13年7月9日
藤川泰延	同上	平成21年8月3日

齋 藤 邦 雄	兵庫県労働委員会事務局長	平成25年 4 月 4 日
本 山 秀 治	兵庫県労働委員会事務局総務調整課長	平成22年 4 月 8 日
井 上 勝 文	兵庫県労働委員会事務局審査課長	平成26年 4 月 3 日

警 察 本 部 公 告

落札者等の公示

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成26年 7 月 8 日

契約担当者

兵庫県警察本部長 井 上 剛 志

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
路側固定式道路標識材料（標識板） 7,073枚
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部総務部会計課 神戸市中央区下山手通 5 丁目 4 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年 6 月10日
- 4 落札者の名称及び住所  
路側固定式道路標識材料（標識板）  
白陽化学工業株式会社 尼崎市東園田町 9 丁目37番地 3
- 5 落札金額  
路側固定式道路標識材料（標識板）  
58,043,206円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成26年 4 月30日



随意契約の相手方等の公示

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成26年 7 月 8 日

契約担当者

兵庫県警察本部長 井 上 剛 志

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
  - (1) 路側固定式道路標識材料（補助板） 2,566枚
  - (2) 路側固定式道路標識材料（支柱等） 8,967本
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部総務部会計課 神戸市中央区下山手通 5 丁目 4 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成26年 6 月10日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
  - (1) 路側固定式道路標識材料（補助板）  
富国合成塗料株式会社 神戸市兵庫区永沢町 3 丁目 7 番19号

- (2) 路側固定式道路標識材料（支柱等）  
富国工業株式会社 神戸市北区道場町日下部300番地
- 5 随意契約に係る契約金額
  - (1) 路側固定式道路標識材料（補助板）  
10,886,184円
  - (2) 路側固定式道路標識材料（支柱等）  
35,501,133円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 入札公告をした日  
平成26年4月30日
- 8 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第13条第1項(a)による。

一般財団法人行政書士試験研究センター公告

平成26年度行政書士試験の実施  
行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による兵庫県知事の委任に係る平成26年度行政書士試験を次のとおり実施する。

平成26年7月8日

一般財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 磯 部 力

- 1 試験期日
  - (1) 試験日 平成26年11月9日（日）
  - (2) 試験時間 午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所

試験地	試験場	所在地
兵庫県	甲南大学 岡本キャンパス	神戸市東灘区岡本 8 9 1
	神戸市外国語大学	神戸市西区学園東町 9 1
	姫路獨協大学	姫路市上大野 7 2 1

- 3 試験の科目及び方法
  - (1) 試験の科目

試験科目	内容等
行政書士の業務に関し必要な法令等 （出題数 46題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成26年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関連する一般知識等 （出題数 14題）	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

- (2) 試験の方法
  - ア 試験は、筆記試験によって行う。
  - イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。  
記述式は、40字程度で記述するものを出题する。

## 4 受験手続

## (1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 平成26年8月4日(月)から同年9月5日(金)まで

## イ 申込方法

一般財団法人行政書士試験研究センターへ、簡易書留郵便により郵送すること。

郵送は、受験願書とともに配布された所定の封筒によるものとし、平成26年9月5日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

なお、兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課での受付は行わないので、注意すること。

## ウ 提出書類 受験願書一式

エ 受験手数料 7,000円(納付方法については、試験案内を参考とすること。)

## オ 試験案内及び受験願書の配布場所、配布期間、配布方法

配布場所	配布期間
一般財団法人行政書士試験研究センター (東京都千代田区一番町25番地 電話(03)3263-7700)	ア 郵送配布 平成26年8月4日(月)から同月29日(金)まで。 郵送を希望する者は、140円分の切手を貼った、宛先(郵便番号・住所・氏名)明記の返信用封筒(角2号:A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ)を同封の上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きし、下記まで郵便で請求すること(平成26年8月29日(金)必着)。 名称 一般財団法人行政書士試験研究センター 住所 〒100-8779 日本郵便株式会社 銀座郵便局留 イ 窓口配布 平成26年8月4日(月)から同年9月5日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
兵庫県庁(1号館・2号館受付及び兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課)各県民局・県民センター、兵庫県民総合相談センター (兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話(078)362-3098)	平成26年8月4日(月)から同年9月5日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
兵庫県行政書士会 (神戸市中央区栄町通5丁目2番16号 イトーピア栄町通ビル 電話(078)371-6361)	平成26年8月4日(月)から同年9月5日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

## (2) インターネットによる受験申込み

## ア 受験申込み画面への入力

顔写真の画像データ(幅3:高さ4の割合のもの)を用意すること。

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

なお、申込完了メール不着等インターネット出願システムに関する問合せ先は、ホームページに掲載する。

## イ 受験手数料の払込み

受験手数料(7,000円)は、出願画面の指示に従ってクレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)又は、コンビニエンスストアで払い込むこと。

利用できるクレジットカード

VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エクスプレス、Diners  
利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルKサンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、スリーエフ

払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。

一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

ウ 受付期間

平成26年8月4日(月)午前9時から同年9月2日(火)午後5時まで

この出願システムは、平成26年9月2日(火)午後5時で終了する。

なお、同日午後5時までに入力を完了していないと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなるので注意すること。

最終日(平成26年9月2日(火))は大変混雑が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。

(3) 試験に関する問合せ先

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話番号(03)3263-7700

5 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者で、車椅子の使用、拡大鏡の持込、補聴器の使用など、受験に際して特別の措置を希望する者は、事前に申請の手続きが必要となることから、受験申込みに先立って上記問合せ先まで必ず相談すること。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 発表日時

平成27年1月26日(月)午前9時

(2) 発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)するとともに、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。また、同センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)に合格者の受験番号を登載する。あわせて、兵庫県公報に合格者の受験番号を登載する。